

事 務 連 絡
平成 26 年 10 月 1 日

事業所管省庁 担当課 (室)

環境省地球環境局フロン等対策推進室
経済産業省製造産業局オゾン層保護等推進室

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に関する
説明会の開催について

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」については、昨年 6 月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と名称を改め、平成 27 年 4 月より全面施行を予定しております。

改正によって、法律の対象が広がり、新たに、業務用冷凍空調機器の管理を行う方について、管理者の判断の基準の遵守（機器の点検等）、フロン類の算定漏えい量の報告（一定規模以上の漏えいがある場合）義務等が適用されることから、施行に先立ち、本年 10 月より全国 50 カ所で説明会を開催しますので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、貴省庁の関係事業者（機器ユーザー）に本説明会にご参加頂きたく、周知方よろしくお取りはからい願います。また、周知先の業界団体等について、可能な範囲でお知らせいただきますようお願いいたします。

記

1. 開催日および場所（予定）：別紙—1 参照
2. 説明内容：別紙—2 参照
 - ①「改正法」説明会：ユーザー向け
 - ②「改正法」説明会：保守・メンテナンス・設備工事業者等向け
 - ③「簡易点検」説明会：ユーザー向け
3. 申込先（WEB 窓口）：
 - ・ JRECO サイト：<http://www.jreco.or.jp/guidance.html>

・日設連サイト：<http://www.jarac.or.jp/seminar/fl.html>

※全ての説明会について、どちらのサイトからでも申し込みが可能です。

4. 問い合わせ先（開催委託先）

①及び②について

（一財）日本冷媒・環境保全機構：瀬下 ☎03-5733-5311

③について

（一社）日本冷凍空調設備工業連合会：大沢 ☎03-3435-9411

以上